

24-D-1693
2025年2月19日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

CREロジスティクスファンド投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

CRE ロジスティクスファンド投資法人（証券コード:3487）

評価対象

CRE ロジスティクスファンド投資法人
グリーンファイナンス・フレームワーク

概要

CRE ロジスティクスファンド投資法人（本投資法人）は、2018年2月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場した物流特化型のJ-REITである。資産運用会社であるCRE リートアドバイザーズ株式会社（本資産運用会社）のスポンサー（出資比率 100%）は国内の物流不動産専門の不動産会社である株式会社シーアールイー（CRE）。物流関連施設を投資対象とし、CRE グループの総合力を活用してテナントニーズを満たす良質な物流関連施設を取得している。本投資法人の2024年12月期末時点の資産規模は21物件、1,588億円（取得価格ベース）である。本投資法人は、CREのCSRへの取組方針に倣い、環境問題の解決に資する取り組みを推進している。特に、環境に配慮した物流施設を取得することが社会の持続的成長に繋がるものと考えており、CREの開発した環境性能の高い物流施設を中心として、質の高い物件からなるポートフォリオを構築している。

本投資法人は、「物流不動産分野において60年以上の事業経験を有するCREグループの総合力を活かし、テナントニーズに応える良質な物流関連施設への投資により、安定的なキャッシュ・フローを創出し、投資主価値の向上を目指す」ことを基本理念として掲げている。この基本理念を念

頭に、持続可能な環境を保持し、持続可能な社会を実現してこそ、良質な物流関連施設への投資を通じて、本投資法人の特徴の1つである「長期安定的な資産運用」に取り組み、投資主価値の向上を実現することができるものと考えている。本投資法人は、2021年2月に、資産運用会社であるCREリートアドバイザーズ株式会社との連携のもと、ESG課題への取り組みを従来以上に具体的に推進することを目的として、「サステナビリティ方針」を定めている。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンド及びグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金の使途を、環境改善効果を有するものに限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」及び「グリーンローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）及び環境省が、それぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、JCRは現時点における国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照する。

本投資法人は、2020年6月時点の本フレームワークにおいて、適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスを資金使途としている。JCRは、2020年6月に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green1(F)”を付与している。その後、本投資法人は2020年12月に本フレームワークのグリーン適格クライテリアにおけるCASBEE認証の範囲を拡張しており、JCRは2020年12月にグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green1(F)”を引き続き付与している。

今回のレビューは、2024年4月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及びBELS新基準導入等を受けて、本投資法人が本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。本投資法人は、本フレームワークの適格クライテリアについて、CASBEE認証の範囲の明確化、BELS評価の適格ランクの変更を行った。変更後の適格クライテリアについて引き続き十分な環境改善効果を有する、とJCRは評価している。

本フレームワークにおける「資金使途の選定基準とプロセス」や「調達資金の管理」については、前回評価時点から大きな変更は無く、引き続き適切であるとJCRは評価している。「レポートिंग」について現在の開示内容は適切であり、本フレームワークで定められたレポートングは引き続き適切である、とJCRは評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボ

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>
³ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>
⁴ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

ンド原則」、「グリーンローン原則」、環境省の「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。また、JCR は、2020 年の前回評価時と比較して、本投資法人においてサステナビリティ方針の策定等が進められており、気候変動を中心に ESG 全般の活動・情報開示が進んでいることを高く評価している。

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

グリーンファイナンスに係るレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では、変更後のフレームワークのみ抜粋の上で記載している。

資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンボンドまたはグリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金、もしくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

下記①-③の認証または評価のいずれかを取得または更新済もしくは今後取得または更新予定の物件

①DBJ Green Building 認証における5つ星又は4つ星

②CASBEE（**建築、不動産、自治体版**）におけるSランク又はAランク

※自治体版CASBEEは**工事完了日から3年以内のものに限定**

③BELS（平成28年度基準）における5つ星又は4つ星

BELS（令和6年度基準）におけるレベル6又はレベル5

【本フレームワークに対するJCRの評価】

本投資法人は、本フレームワークの適格クライテリアで定める建物（物流施設）の認証または評価について、CASBEE認証の範囲の明確化、BELS評価の適格ランクの変更を行った。今回変更がなされた認証の概要は以下の通りである。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEEとは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発されたCASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の「環境品質（Q=Quality）」と建築物の「環境負荷（L=Load）」の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の5つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目5項目、加点項目16項目とし、満点時に100点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークではルックバック期間を工事完了日より3年としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。

今般、本投資法人が適格クライテリアとして定めた水準を有する建物は、CASBEE-建築（新築）に関しては BEE1.0 以上に相当し、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件と言える。また、CASBEE-不動産に関しては、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の性能を有する物件と考えられる。自治体版 CASBEE についても、CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

これらを踏まえ、本投資法人が本フレームワークで定めた水準は十分な環境改善効果を有しており、資金使途として適切であると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が本フレームワークで定めた BELS におけるクライテリアは、省エネ性能（非住宅：BEI 値 0.75 以下）を有することとなり資金使途として適切である、と JCR は考えている。

以上より、変更後のフレームワークに定める適格クライテリアで定められた認証は、いずれも十分な環境改善効果を有しており、資金使途として適切であると JCR は評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人が本フレームワークで定める資金使途の選定基準とプロセスは以下の通りである（太字を施している部分が今般の変更点）。

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

【プロジェクトの選定プロセス】

1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、本投資法人の資産運用会社である CRE リートアドバイザーズ株式会社（以下、「本資産運用会社」といいます。）の企画部の担当者により適格クライテリアへの適合が検討され、物件取得担当部署である投資運用部との協議を行ったうえで、その評価および選定が行われています。

2. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンファイナンスによる資金調達を行うことは、資産運用会社の企画部の担当者によって起案され、代表取締役社長の確認を経て、投資委員会での審議承認、取締役会での決議、かつ投資法人役員会での決議によって承認されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークに記載された選定基準とプロセスについて、JCR は前回評価時点において適切と評価している。JCR は、本フレームワークについて大きな変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

3. 調達資金の管理

本投資法人が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（太字を施している部分が今般の変更点）。

資金管理にかかる本フレームワーク（抜粋）

【調達資金の充当計画】

調達資金は投資法人口座に入金された後、グリーンビルディング物件取得のために調達した
ボンド・ローン等のリファイナンスのタイミングで、本資産運用会社の企画部担当者が本投資
法人の資産**保管**会社に対し、**調達資金**入金口座から、償還・返済のための送金依頼を行います。
送金依頼に際しては企画部長への事前の承認を行うことが必要とされています。

【未充当資金の管理方法】

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理します。
全額充当後においても、本フレームワークに基づき発行される債券・ローン等が償還・返済され
るまでに資金使途の対象となる資産が売却または毀損などにより、資金使途の対象から外れる
場合、一時的に発生する未充当資金はポートフォリオ管理にて管理します。

※ポートフォリオ管理

決算期毎にグリーンファイナンス残高の合計額が、グリーン適格負債上限額（適格クライテリ
アを満たす資産合計額（取得金額）×総資産 LTV）を超えないことを確認する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークに記載された調達資金の管理について、JCR は前回評価時点において適切であ
ると評価している。JCR は、本フレームワークについて大きな変更がないことを確認しており、引
き続き適切であると評価している。

4. レポーティング

本投資法人が本フレームワークで定めるレポーティングについては以下の通りである（太字を施している部分が今般の変更点）。

レポーティングにかかる本フレームワーク（抜粋）

【資金の充当状況に関する開示状況】

- ・以下の内容を年次で**本投資法人**ウェブサイトにて開示予定です。
- ・グリーンボンド発行あるいはグリーンローン借入時点で未充当資金がある場合、充当計画
- ・（資金使途の対象となる資産を償還・返済期日までに売却した場合）ポートフォリオ管理にて残高管理をしている旨、グリーンファイナンス残高およびグリーン適格負債上限額
- ・充当対象物件が売却された際には、グリーンファイナンス対象物件であった旨、プレスリリースにて開示

その他、大きな状況の変化があった場合にも、**本投資法人**ウェブサイト上にて開示予定

【インパクト・レポーティングの開示方法及び開示頻度】>

- ・**本投資法人**ウェブサイト上にて、年次で開示予定です。
- なお、グリーンボンド・グリーンローンが償還・返済されるまでの間必要に応じて JCR より資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポーティングの状況を主としたグリーンファイナンス評価のレビューを受ける予定です。

【インパクト・レポーティングにおける KPI (Key Performance Indicator)】

- ・グリーンビルディングの環境認証の種類・ランク、延床面積
- ・全保有物件（グリーンビルディングを含む）の具体的な使用量（本投資法人として、数字を把握できるものに限り、ポートフォリオ単位にて）

水使用量

エネルギー使用量

GHG 排出量（もしくは削減量）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

本フレームワークに記載されたレポーティングについて、JCR は前回評価時点において適切であると評価している。JCR は、本フレームワークについて大きな変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

なお、レポーティングについて、本投資法人のウェブサイトのうち「グリーンファイナンス」のページにおいて適切に実施されている。また、今回変更されたレポーティング項目（電気消費量をエネルギー使用量に変更、CO₂ 排出量を GHG 排出量に変更）については今後開示予定である。以上より、レポーティングは適切に実施されていることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

本投資法人は、「物流不動産分野において 60 年以上の事業経験を有する CRE グループの総合力を活かし、テナントニーズに応える良質な物流関連施設への投資により、安定的なキャッシュ・フローを創出し、投資主価値の向上を目指す」ことを基本理念として掲げている。この基本理念を念頭に、持続可能な環境を保持し、持続可能な社会を実現してこそ、良質な物流関連施設への投資を通じて、本投資法人の特徴の 1 つである「長期安定的な資産運用」に取り組み、投資主価値の向上を実現することができるものと考えている。

本投資法人は、2021 年 2 月に、資産運用会社である CRE リートアドバイザーズ株式会社との連携のもと、ESG 課題への取り組みを従来以上に具体的に推進することを目的として、「サステナビリティ方針」定めた。

<サステナビリティ方針>⁵

1. 地球環境への配慮
2. 建物・設備の運営を通じた健康、安全、快適性への取り組み
3. 外部のステークホルダーとの協働
4. 役職員への取り組み
5. 人権への配慮
6. サプライ・チェーンにおける配慮
7. コンプライアンスの遵守、リスク管理
8. ESG 情報開示と透明性の確保

本資産運用会社は、気候変動課題に関する情報開示を推進するため、2022 年 2 月に TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明し、「TCFD コンソーシアム」にも参加している。本資産運用会社は、リスクと機会を管理・モニタリングするため、以下の目標等を設定している。

図表 1：本投資法人の TCFD 提言に基づく開示（指標と目標）⁶

<p>温室効果ガス排出量</p> <p>ポートフォリオのエネルギー消費に由来する年間排出量原単位（マーケット基準）(t-CO₂e/m²) を、2030 年度までに 2019 年度対比で 46%を削減します。</p>
<p>環境関連データ把握率</p> <p>ポートフォリオ不動産における年間エネルギーデータ（使用エネルギー量、再生可能エネルギー生成量）、年間温室効果ガス排出データ及び水使用量の把握率について、2027 年度まで 100%を維持します。</p>
<p>グリーンビルディング認証取得率</p> <p>グリーンビルディング適格クライテリア(注 2)の物件を、2027 年度までにポートフォリオの 95%以上（延床面積ベース）とします。</p>
<p>注 1：各年度の算定期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、2019 年度であれば 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までを指します。</p> <p>注 2：本投資法人におけるグリーンビルディングに係る適格クライテリアは、DBJ Green Building 認証（5 つ星又は 4 つ星）、CASBEE 認証（S ランク又は A ランク）又は BELS 評価（5 つ星又は 4 つ星）であり、当該認証又は評価のいずれかを取得若しくは更新済又は今後取得若しくは更新予定の物件が、グリーンビルディングに該当します。</p>

⁵ 本投資法人ウェブサイト (<https://cre-reit.co.jp/ja/esg/index.html>) を基に JCR 作成

⁶ 本投資法人ウェブサイト (<https://cre-reit.co.jp/ja/esg/climate.html>) を基に JCR 作成

本投資法人は、2024年12月期末時点で、保有21物件のうち譲渡予定物件を除く20物件全てについてグリーンビルディング認証を取得している⁷。また、不動産会社・ファンドの環境・社会・ガバナンス（ESG）配慮を測る年次のベンチマーク評価であるGRESBリアルエステイト評価において、2023年に「4stars」、2024年に「5 Stars」を取得している。

本資産運用会社では、サステナビリティ方針に基づく取り組みを推進するため、サステナビリティ推進会議を設置している。サステナビリティ推進会議は、代表取締役社長が議長、すべての経営陣が構成員となりサステナビリティに関する取り組みを検討し、報告する場となっている。また、外部の専門家から本投資法人の取り組みに対する評価を受けており、客観性をもってサステナビリティへの取り組みを推進している。

以上より、JCRは、経営陣が環境問題を含むサステナビリティ全般を重要度の高い優先課題として位置付けており、専門的知見を有する外部専門家のノウハウを活用し、環境問題へ取り組む体制を適切に整えていると引き続き評価している。また、JCRは、2020年の前回評価時と比較して、本投資法人においてサステナビリティ方針の策定等が進められており、気候変動を中心にESG全般の活動・情報開示が進んでいることを高く評価している。

⁷ 本投資法人よりヒアリング

レビュー結果(結論)

Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 玉川 冬紀・佐藤 大介

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル